

改正の趣旨

令和元年10月の全面施行から6年が経過するところ、条例施行後3年を目途とした見直し規定を踏まえ、この条例の施行状況および障害者の差別の解消に関する法制の整備の動向等を勘案し、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会での検討結果に基づき、必要な規定の整備等の措置を講ずる。

※施行後3年の時期はコロナ禍であったこと、令和5年12月には「手話等による意思疎通等促進条例」施行に伴う規定調整のための見直しを実施しているが、この条例の成果や課題を踏まえた見直し検討までには至っていなかったもの。

改正の概要

1. 定義の精緻化（第2条関係）

- ① 世界保健機関が作成した国際疾病分類に基づき、現行条例上では、発達障害は精神障害に含まれるものとして規定しているところであるが、精神障害と発達障害の症状や福祉施策は異なっていること、当事者団体からも並列表記の要望があることから改める。
また、令和7年12月に高次脳機能障害者支援法が成立したことを受け、当該障害への理解を促進する観点から、併せて並列表記として追記する。
- ② 今なお車椅子利用者等への差別事例があることから、関連差別の規定をより明確化する。
- ③ 合理的配慮は情緒的・主観的なものではなく、客観的・実質的な内容を伴ったものというニュアンスを正確に伝えるとともに、「合理的」の意味をより明確化するため規定をより精緻化する。

2. 県の責務に事業者が行う事前的改善措置に対する支援を追加（第4条関係）

国スポ・障スポでのバリアフリーの進展を大会後も未来へ引き継がれるレガシーとするため、事業者が取り組む社会的障壁の除去に対し、県が支援する仕組みの規定を整備する。

3. 有識者からの助言（第7条関係）

差別事象に対する県の相談支援に係る質の向上を図るため、県が有識者に助言を求める仕組みの規定を整備する。

4. あっせんの申立ての充実（第11条関係）

- ① 当事者である障害者の自己決定権をより尊重する観点から文言を修正する。
- ② 申立てに関して県が支援する仕組みを創設し、本人への意思決定支援の充実を図る。